平成 30 年4月2日発行　第 62 号

せみね 監督署だより

ひと、くらし、みらいのために

平成 29 年度「ゼロ災トライアル 150」実施結果

～73 事業場に達成証を交付～

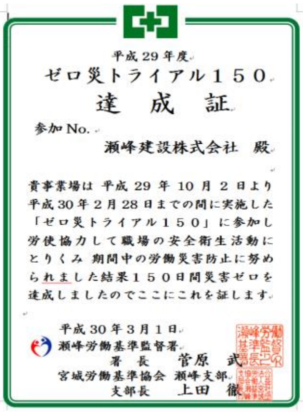
平成 29 年度
ゼロ災トライアル１５０
達　成　証
参加 No.
瀬峰建設株式会社　殿
貴事業場は 平成 29 年 10 月 2 日より平成 30 年 2 月 28 日までの間に実施した「ゼロ災トライアル１５０」に参加し労使協力して職場の安全衛生活動にとりくみ 期間中の労働災害防止に努められました結果１５０日間災害ゼロを達成しましたのでここにこれを証します。
平成 30 年 3 月 1 日
瀬峰労働基準監督署
署　長　　菅原　武
宮城労働基準協会 瀬峰支部
支部長　　上田　徹

事業場参加型無災害運動「平成 29 年度『ゼロ災トライアル 150』」は，当署と宮城労働基準協会瀬峰支部との共催により，平成 29 年 10 月 2 日から平成 30 年 2 月 28 日までの 150 日間の無災害運動として実施しました。今回は管内 134 事業場のご参加をいただき，休業災害ゼロを達成した 73 事業場に達成証を交付しています。この運動は，期間中の目標を明確に定めることによって，管内事業場の安全衛生活動の活性化を支援する目的で実施しています。引き続き，今年度も実施する予定ですので，さらに多くの事業場のご参加をいただくようお願いします。

＜目標達成事業場（参加申込み順，公表可事業場のみ）＞

(株)チューオー若柳工場，一乗梱包運輸(株)，鴻池運輸(株)古川営業所，デクセリアルズ(株)なかだ事業所，（有）後藤工業，（有）サンライズ，細倉金属鉱業（株)，（有）アール・コマ，菅原産業細倉運輸（株)，（株）佐々貞土建，登米町森林組合，（有）清建物流本社営業所，（株）野口重機，上田建設（株)，（株）及川工務店，（有）佐々木工務所，（株)ミヤコーバス佐沼営業所，（株）東日本開発，ソニーストレージメディアマニュファクチャリング(株)豊里サイト，（株）トヨテツ東北，（株）大目建設，（有）大柳電気，（有）高橋運輸，（有）南方運送，東北紙工（株）グラビア事業部高清水工場，（株）宮城県食肉流通公社，（株）ワンワールド，（有）大成工業，（株）高正建設，(株)佐利製造一課，(株)佐利本社工場，(株)佐利燃料部，(株)佐利製造二課，（株）くりこまくんえん，（社）登米市社会福祉協議会米山支所，（株）清建，三陸化成（株）登米工場，東北電力（株）栗原登米営業所，（株）コイシカワ宮城北営業所，一般財団法人東北電気保安協会佐沼事業所，（株）ユアテック栗原営業所，迫トラック（株)，（株）東北イノアック若柳工場，ナブコトート（株)，野口商事（株)，（株）宮城ワールドエクスプレス，ジオマテック（株）金成工場，ジオマテック（株）金成テクノセンター，豊里運輸（株）本社，豊里運輸（株）佐沼営業所，（株）ヒラバヤシ環境サービス，(株)大伸建設，（株）ユアテック佐沼営業所，東北七県配電工事（株）登米営業所，（株）酒井機材製作所宮城豊里工場，介護老人保健施設高森ロマンホーム，東北石材工業（株)，米川生産森林組合，（有）親和建設，（株）ミヤコーバス築館営業所，（株）大林土建，アリスモード（株)，（株）登米精巧，（株）シンセイ，宮城ダイナパック（株）登米工場，(株)伊藤土建，金成運輸(株)，野口建設(株)，(株)いしこしチャチャワールドいしこし，配達興産，釜渕運送（有）

＜平成 29 年労働災害統計が確定＞

労働災害統計は，翌年 3 月末日までに届出のあった労働者死傷病報告による休業 4 日以上の死傷者数に基づいて，暦年を単位にして作成しています。平成 29 年は 148 名で確定し，前年に比べ 20 名（11.9%）減少，また，平成 24 年の死傷者数から 20%以上減少させ，158 名以下とするという第 12 次労働災害防止計画の目標を達成しました。改めて関係者の皆様のご尽力に感謝申し上げますとともに，引き続きゼロ災に向けた取り組みをお願いします。平成 29 年の労働災害分析結果等は後日お知らせします。

管内の労働災害発生状況（平成 30 年 3 月末日現在）

	平成 30 年	前年同期	平成 29 年（確定）	平成 28 年（確定）
休業４日以上	46 人	35 人	148 人	168 人
死亡	２人	０人	１人	２人

発行　瀬峰労働基準監督署
栗原市瀬峰下田 50-8 電話 0228-38-3131

平成30年度の当署の行政運営について

＜「働き方改革」推進のため**『労働時間相談・支援コーナー』**を設置します＞

平成30年度は，引き続き，長時間労働の是正や過労死等の防止など労働者の健康確保対策を中心とした「働き方改革」の推進を最重点施策と位置づけて，宮城労働局やハローワーク，自治体や関係団体とも連携を密にして業務を推進して参ります。特に，優先順位が高いと思われる社会福祉施設における労働時間管理をはじめとする法定労働条件の確保・改善や腰痛等の防止，及び2月に死亡災害が発生した建設業の労働災害防止等に重点を置いて取組みます。

このため，4月から，新たに「労働時間相談・支援コーナー」を設置し，専門の「労働相談・支援班」職員が，

- ✧ 時間外・休日労働協定（36協定）を含む労働時間制度全般
- ✧ 変形労働時間制などの労働時間に関する制度の導入
- ✧ 長時間労働の削減に向けた取組み
- ✧ 時間外労働の上限設定などに取組む際に利用可能な助成金

などのご相談について，相談者のお悩みに添った解決策をご提案することとしています。より一層，管内の皆様方のお役に立てるよう努めて参りますので，お気軽にご相談ください。

計画的に年次有給休暇を取得しましょう

今年のゴールデンウィークは，5月1日と2日に休暇を取得すると9連休も可能となります！しっかり休んで，しっかり働きましょう。

- ✧ ワーク・ライフ・バランスのため，計画的に年次有給休暇を取りましょう
- ✧ 土日･祝日にプラスワン休暇※して，連続休暇にしましょう
- ✧ 労使話合いの機会をつくり，年次有給休暇を取りやすい職場にしましょう

※土日・祝日に年次有給休暇を組み合わせて，連休を実現（＋1）

「雇入れ時等の教育」の実施について

新規雇入や配置転換などで新しい仕事に従事することとなった方が多数おられると思いますが，例年，労働災害による被災者の約2割は経験年数1年未満の方が占めています。

労働安全衛生法は，新たに労働者を雇い入れたり，作業内容を変更したときには，遅滞なく，従事する仕事に関する以下の事項のうちの必要な事項について教育を行うよう義務づけています。労働災害防止のためだけではなく，いい仕事をスムーズに行うためには，労働者がその仕事を十分に理解していることが必要不可欠です。新しい仕事に従事することになった労働者に対する必要な教育を，十分な内容と時間により，確実に実施していただくようお願いします。

＜雇い入れ時等に必要な教育事項（労働安全衛生規則第35条）＞

①機械や原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関すること，②安全装置や保護具等の性能及びこれらの取扱い方法に関すること，③作業手順に関すること，④作業開始時の点検に関すること，⑤発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関すること，⑥整理，整頓及び清潔の保持に関すること，⑦事故時等における応急措置及び退避に関すること　など

【あとがき】

新年度，当署に4人の新しい職員が加わりました。署内組織の変更により，監督・安衛課と労災課の2課12人体制となりますが，今年度もよりよい行政となるよう努力して参ります。「せみね監督署だより」も引き続き発行しますので，よろしくお願いします。

4月～7月「アルバイトの労働条件を確かめよう！キャンペーン